



事務連絡
令和4年1月18日

関係団体代表者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

令和4年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」に係る提出期限について

標記について、別添のとおり介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）の計画書の提出期限について、

- ・通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしていますが、
- ・**令和4年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定**である旨通知がありましたので、御留意願います。

介護サービス指導室
TEL 073-441-2527

事務連絡
令和4年1月14日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

令和4年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」
に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づく介護現場で働く方々の収入を引き上げるための措置については、「令和4年2月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について」(令和3年11月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)等によりお知らせしているところです。

これに伴い、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「処遇改善加算等」という。）に係る通知の見直しを予定しております。そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和4年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

令和4年度当初の特例（予定）

令和4年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日までに計画書を都道府県知事等へ提出する。

※ なお、介護職員処遇改善支援補助金を申請する場合は、都道府県知事に介護職員処遇改善支援補助金計画書を提出することとなりますが、この提出期限についても、併せて同年4月15日とする予定です。

(参考) 通常の実施

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※ 「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知) 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756128.pdf>

